

(案)

守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務におけるプロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する規程

令和7年 月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、プロポーザル方式による守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務において提出された提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び事業者の選定を行うため、守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務におけるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 守谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）委員 5人以内（ただし、協議会会长及び守谷市都市整備部長を含む。）
- (2) 関東運輸局茨城運輸支局長の指名する者
- (3) 守谷市市長公室長
- (4) 守谷市健幸福祉部長

(任期)

第3条 委員の任期は、守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務の契約締結日までとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、協議会会长をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、守谷市都市整備部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、やむを得ない理由により会議を開催する余裕がないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による方法により会議を行うことができ、会議の議事を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(所掌事務)

第6条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項
 - (2) プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査に関する事項
 - (3) プロポーザル提案者の選定に関する事項
- 2 審査委員会は、プロポーザル提案者の選定及びプロポーザルの審査のため必要があると認めるときは、プロポーザル提案者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(委員の責務等)

第7条 委員は、審査の評価基準に基づき企画提案者の審査を公正かつ公平に行わなければならない。

- 2 委員は、プロポーザル提案者に対して、直接又は間接を問わず関与することができないものとし、委員の関与が明らかであると審査委員会が判断したときは、当該プロポーザル提案者を選考の対象外とする。

(謝礼)

第8条 第2条第1号に規定する委員に謝礼を支給する。ただし、会長が謝礼を支給する必要があると認める委員に限る。

- 2 前項の謝礼は、日額7,000円とする。

(審査委員会の庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、守谷市都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。